

## ○商業登記規則第102条第5項第2号に定める「法務大臣の定める電子証明書」の指定に係る基準及び手続

標記基準及び手続については以下のとおりですので、「法務大臣の定める電子証明書」に該当する電子証明書を発行している事業者は、以下の3の連絡先にお問い合わせください。

### 1 指定に係る基準

#### (1) 当事者署名型（認定認証事業者以外の電子証明書）

- (a) 公開鍵暗号方式（2048ビット）を利用している。
- (b) 署名の有効性（署名が適用されてから変更されていないこと。）を確認することができる。
- (c) 作成者の氏名（ローマ字表記を含む。）を確認することができる。

#### (2) クラウドによる事業者署名型

- (a) 公開鍵暗号方式（2048ビット）を利用している。
- (b) 署名の有効性（署名が適用されてから変更されていないこと。）を確認することができる。
- (c) サービス事業者名を確認することができる。
- (d) サービス利用者名及びその作成経緯（署名の詳細）を確認することができる。
- (e) 当該サービス利用者の意思に基づきサービス提供事業者の判断を交えず機械的に暗号化が行われることが技術的・機能的に担保されていることを確認することができる。

※ (e)については、原則として当該サービスの内容が記載されている利用者向け資料等により内容を確認しますが、必要に応じて面談やメール等で御説明いただく場合があります。

### 2 指定に係る手続

下記連絡先が案内する送付先に資料等を送付していただきます。

上記1に係る電子証明書について、「Adobe Acrobat Reader DC」を用いて検証を行い、商業・法人登記事務に支障がないことの確認ができた場合には、法務省ホームページに掲載することで、標記の規定に基づく電子証明書としてオンラインによる商業・法人登記の申請における添付書面情報と併せて登記所に送信することができることとなります。

法務省ホームページへの掲載予定日については、あらかじめ御連絡します。

なお、資料等を送付していただいてから法務省ホームページに掲載するまでの期間はおおむね1か月から2か月程度です。

### 3 連絡先

民事局商事課商業法人登記第一係

代表番号 03-3580-4111

(参考)

#### ○「認証業務」

自らが行う電子署名についてその業務を利用する者（以下「利用者」という。）その他の者の求めに応じ、当該利用者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項が当該利用者に係るものであることを証明する業務をいう（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第2条第2項）。

#### ○「特定認証業務」

電子署名のうち、その方式に応じて本人だけが行うことができるものとして主務省令で定める基準に適合するものについて行われる認証業務をいう（同条第3項）。